

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年7月1日まで

申立期間においてA社に勤務し、申立期間に支給されていた報酬月額は約19万円であった。しかし、社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額は、9万8,000円と記録されているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、申立人が所持する平成9年6月、同年7月、10年4月及び同年5月に係る給与明細書並びに平成10年分給与所得の源泉徴収票から確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額から、18万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「事務を担当していた私の妻が、社会保険事務に係る手続等を行っており詳細は不明であるが、申立期間当時、業績悪化や社会経済情勢の悪化により、労務費等の支払いが苦しかった。」と供述しており、A社の役員（取締役）であった事業主の妻は、「当時、会社が倒産直前で経営が苦しく、社会保険料の支払いも困難な状況であったた

め、やむを得ず、申立人に係る報酬月額を実際に支給した報酬月額よりも低い額で、社会保険事務所に届出を行っていたと思う。」と供述している上、平成9年6月、同年7月、10年4月及び同年5月に係る給与明細書並びに平成10年分給与所得の源泉徴収票から確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録における平成9年6月、同年7月、10年1月から同年6月までの期間に係る標準報酬月額と一致しないことから、事業主は、申立人の給与明細書及び平成10年分給与所得の源泉徴収票から確認又は推認できる申立期間の報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和52年4月1日に、資格喪失日に係る記録を53年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月1日から53年4月1日まで

私の夫は、申立期間について、B社から派遣されてA社に勤務していた。申立期間の前後の期間において、私の夫と同様にB社からA社に派遣されていた二人の同僚は、A社において厚生年金保険の被保険者記録が有ることであり、私の夫のみが厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の人事記録から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の妻が、申立期間の前後の期間において、申立人と同様にB社からA社に派遣されていたとして名前を挙げた二人の同僚、及びその同僚のうち一人が申立期間よりも後の期間において、申立人と同様にB社からA社に派遣されていたとして名前を挙げた二人の者は、A社に勤務していたとする期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、A社は、「資料が無いため断言できないが、現在は、申立人と同じような経緯で勤務している職員を厚生年金保険に加入させているので、申立期間当時、申立人についても厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する申立人の人事記録に記載された報酬月額、並びに申立人の妻が名前を挙げた申立人の前任及び後任と推認される前述の二人の同僚の昭和52年3月又は53年4月のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年4月から53年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

昭和58年12月から平成3年6月までの期間、A事業所及びB事業所に継続して勤務した。A事業所は、経営不振のため、B事業所に経営権を譲渡し、B事業所は平成3年4月1日から操業を開始した。

しかし、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は平成3年3月31日、B事業所における被保険者資格の取得日が同年4月1日と記録されている。申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の回答及び申立人の同僚の供述から、申立人が申立期間を通じてA事業所及びB事業所に継続して勤務していたことが確認できる上、雇用保険の被保険者記録から、申立人のA事業所における離職日は平成3年3月31日、B事業所における被保険者資格の取得日は、その翌日の同年4月1日であったことが確認できる。

また、申立期間当時、A事業所において経理事務を担当していたとする者は、「A事業所における厚生年金保険料の控除は当月控除であった。平成3年3月分の給与は、A事業所が支給しており、同年3月分の厚生年金保険料は、A事業所が従業員の給与から控除していた。」と供述している上、申立人と同様に、平成3年3月31日にA事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その

翌日の同年4月1日にB事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している8人は、「経営者が変わっても、A事業所及びB事業所に勤務していた期間の保険料は継続して控除されていたと思う、私も申立期間が厚生年金保険に未加入となっているのはおかしいと思っていた。」旨を供述している。

さらに、B事業所は、「申立人と同様の経緯で、A事業所から当社に入社した従業員から聞いたところ、A事業所から『経営者が変わっても、厚生年金保険の被保険者記録は継続している。』と説明を受けたとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料（平成3年3月分）は、A事業所が控除していたと思われる。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成3年2月の標準報酬月額の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時のA事業所の事業主及び役員からこれを確認できる供述及び関連資料を得ることができないが、事業主が資格喪失日を平成3年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

昭和 58 年 1 月に結婚したと同時に国民年金の加入手続を行い、毎月、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付組合を通じて納付していたにもかかわらず、夫の納付記録は有るが、申立期間について、私の国民年金保険料は未納と記録されていることに納付できないので、申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金保険料については、納付組合で、夫が夫婦二人分の保険料を納付した。」と供述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 1 月 25 日を被保険者資格の取得日として、59 年 7 月 27 日以降に A 市区町村（現在は、B 市区町村）で払い出されていることが、申立人の国民年金手帳記号番号の前に番号が払い出されている国民年金に新規に加入した 20 歳の被保険者の資格取得日から推認でき、この払出時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となることから、納付組織を通じて保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和 58 年 1 月 22 日から現在まで同一市区町村に居住していることから、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたとは考え難い上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認できる日（59 年 7 月 27 日以降）までの間の国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は無い。

さらに、A 市区町村が保管する国民年金被保険者名簿の記録から、申立期間直前の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料は、60 年 1 月 21 日に過年度納付されているところ、申立人の夫は、当該期間の国民年金保険料を 58 年 3 月 25 日に現年度納付したと記録されており、申立期間当時、申立人夫婦の保険料納付方法は、必ずしも同じでなかった状況がうかがえる。

加えて、申立人に係る当該被保険者名簿に、申立期間の保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に係る申立期間の保険料を納付したとされる申立人の夫から聴取しても、申立人に係る申立期間の国民年金保険料の納付状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない上、ほかに申立人に係る申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで
昭和 52 年 9 月から 55 年 12 月末までの期間において、A 事業所に勤務した。

勤務した期間の標準報酬月額は、入社時から 53 年 9 月までは 24 万円、同年 10 月から 55 年 3 月までは 26 万円、同年 4 月から同年 11 月までは 30 万円と記録されているが、当時の報酬月額は、入社時から退職するまでの期間において 30 万円であったと記憶しており、申立期間の標準報酬月額が相違しているため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の標準報酬月額は、昭和 52 年 9 月から 53 年 9 月までは 24 万円、同年 10 月から 55 年 3 月までは 26 万円、同年 4 月から同年 11 月までは 30 万円と記録されており、これらの標準報酬月額に係る記録はオンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿に不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

また、事業主及び、前述の被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる二人の同僚は、「A 事業所の社会保険に係る事務手続は、社会保険労務士に委託されていた。」と供述している上、当該同僚のうち給与事務を担当していたとする者は、「社員の厚生年金保険料については、事業所が社会保険事務を委託していた社会保険労務士からの届出に基づき、社会保険事務所（当時）で決定された各社員の標準報酬月額を基に、私が保険料額を計算した上で、社員の給与から保険料を控除していた。」と供述しているところ、別の一人の同僚が所持している、申立期間を含む昭和 53 年 6 月から 55 年 11 月までの期間に係る給与明細書に記載されている健康保険料及び厚生年金保険料の控除額は、前述の被保険者名簿に記載された当該同僚の標準報酬月額に基づく控除額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、「入社時から退職するまでの期間において、報酬月額が 30 万円であった。」と主張しているところ、前述の被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 18 人（申立人を除く）の中に、被保険者資格の取得時における標準報酬月額が 30 万円以上である者はいない上、短期間で被保険者資格を喪失した者を除き、被保険者資格の取得時から資格の喪失時までの期間において、標準報酬月額に変動が無かった者は認められない。

このほか、申立人が主張する報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人が主張する保険料控除額を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。